

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年7月3日(2008.7.3)

【公表番号】特表2006-515944(P2006-515944A)

【公表日】平成18年6月8日(2006.6.8)

【年通号数】公開・登録公報2006-022

【出願番号】特願2006-500970(P2006-500970)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

G 03 B 27/46 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 D

G 06 F 3/12 A

G 06 F 3/12 W

G 03 B 27/46 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年5月13日(2008.5.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

オンライン上に表示されたデジタル画像のプリントを要求する方法であって、

(a) 複数のピアノードを有するネットワークベースの写真共有システムを形成する工程と、前記ピアノードは画像を有し、かつ他のピアノードと通信可能なことと、

(b) 第一のピアノードが、同第一のピアノード上の画像を見るように少なくとも一人の訪問者を招待する工程と、

(c) 前記訪問者が第一のピアノード上の画像をブラウズ可能なよう、第二のピアノード又はウェブブラウザが第一のピアノード上の画像を表示する工程と、

(d) 前記訪問者が同訪問者と選択された画像とを識別するプリント要求様式に記入することによって、プリントする一つ以上の画像を選択可能なよう、第二のピアノード又はウェブブラウザが前記プリント要求様式を表示する工程と、

(e) 第一のピアノードが前記プリント要求様式をユーザに通知する工程と、

(f) 第一のピアノードが前記プリント要求様式にアクセスする工程と、

(g) 第一のピアノードが選択された画像をプリントする工程と

を含む方法。

【請求項2】

前記プリント要求様式は、訪問者の氏名を要求し、かつプリントする画像を明確にし、かつプリント数を明確にする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記プリント要求様式は、デジタルプリント注文フォーマット(DPOF)に準拠する請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第一のピアノードは、画像の位置へ誘導するURLを有する電子メールを送信することによって訪問者を招待する請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記画像は、提供されたＵＲＬへウェブブラウザを誘導することによって、アクセスされる請求項４に記載の方法。

**【請求項６】**

前記訪問者は写真共有サービスの登録ユーザであり、前記画像は第二のピアノードを使用してアクセスされる請求項４に記載の方法。

**【請求項７】**

(h) 第一のピアノード上で共有されるべき各画像を、該画像について記述するメタデータと関連付ける工程と、

(i) 各画像と関連するメタデータを第一のピアノードから中央サーバへアップロードする一方で、画像を第一のピアノード上に保管された状態に保持する工程と、

(j) 前記中央サーバが、第二のピアノードから提出されたメタデータに基づく検索基準の受信に応答して、前記検索基準に一致する画像の画像口ケータのリストを、第二のピアノードへ返信する工程と、

(k) 前記一致画像の少なくとも一部を含む画像アルバムを、第二のピアノード上にて動的に生成する工程と、

(l) 第二のピアノードが前記アルバム内のどの画像をプリントするか訪問者に選択させる工程と

を更に含む請求項１に記載の方法。

**【請求項８】**

工程(k)は、画像アルバム内に組み込まれるべき一つ以上の画像が、第二のピアノード上に保管されている場合、第二のピアノードから画像を回収し、画像アルバム内に組み込まれるべき一つ以上の画像が他のピアノード上に保管されている場合、画像口ケータを使用して、前記他のピアノードから直接、画像を回収する工程を含む請求項７に記載の方法。

**【請求項９】**

複数のピアノードと、前記ピアノードの各々は各自の画像を保管し、各画像は該画像について記述する関連する一組のメタデータを有することと、

ネットワークを介して前記ピアノードと通信する中央サーバと、ここで各ピアノードからの画像が中央サーバ上にて共有されるべき際、ピアノードは各画像のメタデータを中央サーバへアップロードする一方で、画像データを各ピアノード上に保管された状態に保持し、更に中央サーバは、一つのピアノードが該メタデータに基づく検索基準を提出することを可能にし、該検索基準の提出に応答して、検索基準に一致する画像の画像口ケータのリストを前記一つのピアノードに返信することと、

各ピアノード上のアプリケーション・ソフトウェアとを備え、前記ソフトウェアは、各ピアノード上の画像を見るように少なくとも一人の訪問者を招待することと、要求に応じて訪問者に画像を表示することと、訪問者がプリント要求様式を完成したという通知を受信することと、プリントを作成して料金を請求することなく訪問者に配給することができるよう、プリントするべき画像の指示をユーザに対して表示することとを各ピアノードに行わせるピア・トゥ・ピア写真共有システム。

**【請求項10】**

前記プリント要求様式は、訪問者の氏名を要求し、かつプリントする画像を明確にし、かつプリント数を明確にする請求項９に記載の写真共有システム。

**【請求項11】**

前記プリント要求様式は、デジタルプリント注文フォーマット(DPOF)に準拠する請求項10に記載の写真共有システム。

**【請求項12】**

前記各ピアノードは、画像の位置へ誘導するＵＲＬを有する電子メールを送信することによって訪問者を招待する請求項11に記載の写真共有システム。

**【請求項13】**

前記画像は、提出されたＵＲＬへウェブブラウザを誘導することによって、アクセスされる請求項12に記載の写真共有システム。

**【請求項14】**

前記訪問者は写真共有サービスの登録ユーザであり、前記画像は別の一つのピアノードを使用してアクセスされる請求項12に記載の写真共有システム。

**【請求項15】**

オンライン上に表示されたデジタル画像のプリントを要求する方法であって、

(a) ユーザのコンピュータが、該コンピュータ上の画像を見るように少なくとも一人の訪問者を招待する工程と、

(b) 前記訪問者がユーザのコンピュータ上の画像をブラウズ可能なように、訪問者のコンピュータがユーザのコンピュータ上の画像を表示する工程と、

(c) 訪問者が同訪問者と選択された画像とを識別するプリント要求様式に記入することによって、プリントする一つ以上の画像を選択可能なように、訪問者のコンピュータが前記プリント要求様式を表示する工程と、

(d) ユーザのコンピュータが前記プリント要求様式をユーザに通知する工程と、

(e) ユーザのコンピュータが前記プリント要求様式にアクセスする工程と、

(f) ユーザのコンピュータが選択された画像をプリントする工程と  
を含む方法。

**【誤訳訂正2】**

**【訂正対象書類名】**明細書

**【訂正対象項目名】**0003

**【訂正方法】**変更

**【訂正の内容】**

**【0003】**

その後、ユーザは、二つの方法のうち一つを使用して、アルバムを他の人々に通知し得る。第一の方法では、ユーザはアルバムに、アルバムを見る許可を有するユーザを明確にする優先度を設定して、アルバムのウェブアドレスを各個人に対して個人的に通知する。より普遍的な第二の方法では、ユーザはアルバムを見ることを所望する各個人の電子メールアドレスをタイプ入力すると、写真共有サイトが自動的に、受取人に対してアルバムを見るように招待する電子メールを送付する。受取人は、電子メール上のＵＲＬをクリックすることによってアルバムを見る。

**【誤訳訂正3】**

**【訂正対象書類名】**明細書

**【訂正対象項目名】**0004

**【訂正方法】**変更

**【訂正の内容】**

**【0004】**

現在の写真共有の方法は、意図される目的に叶ったものであるが、従来のサーバを中心とする写真供給は、不十分な分野を有している。例えば、サイト上に画像を公表することを試みるユーザは、画像のアップロード及びサイト上で画像の再編成の難しさに直面する。また、ユーザの中には、たとえユーザがアルバムを「プライベート」指定するオプションを有している場合であっても、個人的な写真を公衆のウェブサイト上に公表することを嫌う者もいる。これらの困難により、ユーザは殆どの画像を、個人のＰＣ上に優先的に保管して、実際に他の人々との共有を希望する画像のみをアップロードする。画像の共有を所望するユーザに課された問題に加えて、従来の画像共有サイトは、共有画像を見ることを所望するサイト訪問者に対しても問題を課している。

**【誤訳訂正4】**

**【訂正対象書類名】**明細書

**【訂正対象項目名】**0022

**【訂正方法】**変更

**【訂正の内容】****【0022】**

画像アルバム26を動的に形成する際、画像アルバム26内に組み込まれるべき一つ以上の画像20が、ピアノード16b上に保管されている場合、画像20はピアノード16bから回収される。一方、画像アルバム26内に組み込まれるべき一つ以上の画像20が他のピアノード上に保管されている場合、画像ロケータを使用して、前記他のピアノードから直接、画像20が回収される。

検索タームの受信に応答して、ピアサーバ14は検索基準に一致する画像20の画像ロケータ(例、URL)のリストを、ピアノード16bに返信する。その後、ユーザ18bは画像20に一致するリスト上のエントリを選択すると、それらの画像はオンラインのアルバム26上に表示される。好ましい実施形態にて、ユーザ18bは、画像名のリストではなく、画像及び／又は画像のソースを識別するメタデータ22のいくつかのサブセットを有するサムネイル画像のリストを表示される。代替的な実施形態では、ピアノード16bは、画像データ及び／又は付加的なメタデータを検索するに先立って、一致する画像を有するピアノード16のリストを表示して、ユーザがアルバム構成時にどのピアノード16を使用するか選択することを可能にする。